

## 遊亀公園附属動物園実施設計業務公募型プロポーザル実施要領

遊亀公園附属動物園実施設計業務委託に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続きについては、この実施要領によるものとする。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

遊亀公園附属動物園実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

過年度に策定された基本設計に基づく遊亀公園内の附属動物園整備に係る実施設計

- ア 動物舎等の新築・改修設計（建築・電気・機械）
- イ 付帯外構・園路・植栽設計
- ウ 土木設計（池埋立て・水路切回し。）
- エ 池埋立てに関わる地質調査（建築設計に関わるものを除く。）
- オ その他動物園内の関連施設・サイン（公園部分含む。）設計

#### (3) 施設概要

- ア 所在地：甲府市太田町10番1号
- イ 敷地面積：約15,500㎡
- ウ 用途：動物園（動物舎、事務所、倉庫及び、工作物等）
- エ 規模：延べ面積約3,300㎡、放飼場面積約3,000㎡
- オ 構造種別：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造  
※施設別の詳細は、「建物・放飼場リスト」による。

#### (4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

#### (5) 建設予定工期

令和4年度から令和8年度まで

#### (6) その他

- ア 公益社団法人日本動物園水族館協会で作成している「適正施設ガイドライン」に基づき、動物福祉の向上を目指し、動物本来の生態を飼育・展示できる環境を整備すること。
- イ 既存施設で動物を飼育しながらビルドアンドスクラップ方式による段階的な整備と、その段階的整備範囲に応じた土木設計（令和4年6月完了予定）、インフラ整備（給排水設備の切回しや仮接続等を含む。）及び、工事計画（工事工程・仮設設計・仮設切替等）を踏まえた設計を行うこと。
- ウ 今回の業務は、動物の特性や習性、現在飼育中の動物の生態等について、詳細に把握した上で行う必要があるため、学識経験者を含む「遊亀公園附属動物園実施設計に伴う推進委員会」との連携を図るとともに、協力体制のもと設計業務を進めること。

### 2 参加者の資格

参加者は、以下の(1)に掲げる要件を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる要件を満たしている特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）であること。

#### (1) 単体企業

- ア 甲府市における「設計」に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- イ 建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登載された者であること。
- ウ 甲府市内に本社（店）を有すること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 公告日現在、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- カ 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- キ 平成18年4月以降に、国又は地方公共団体において、延べ面積1,000㎡以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務を請け負った実績を有すること。なお、企業体の構成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計業務及び工事監理業務の実績は新築及び増改築とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。
- ク 複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員でないこと。
- ケ 市税の滞納がない者であること。

## (2) 企業体

- ア 2(1)単体企業に掲げる要件を満たしている者により構成されている企業体であること。
- イ 企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。

## 3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加申込書提出企業に所属していること。
- (3) 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。
- (4) 建築担当主任技術者は専任とすること。
- (5) 建築担当技術者を配置すること。
- (6) 配置予定技術者は、各業務分野における実務経験を5年以上有していること。
- (7) 管理技術者は、担当主任技術者及び建築担当技術者を兼任していないこと。また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者及び建築担当技術者を兼任していないこと。
- (8) 本件業務を再委託しないこと。

※「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機械設備・土木の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

## 4 手続等

### (1) 担当課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課庶務係（本庁舎8階）

電話：055-237-5797 FAX：055-230-1039

電子メール：[tosissm@city.kofu.lg.jp](mailto:tosissm@city.kofu.lg.jp)

(2) 関係資料の入手方法

甲府市ホームページからダウンロードすること。

(3) スケジュール

- |                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| ア 公告日               | 令和3年10月20日（水）                      |
| イ 質問受付期間            | 令和3年10月21日（木）から<br>令和3年10月27日（水）まで |
| ウ 質問回答期限            | 令和3年11月2日（火）                       |
| エ 参加申込書等及び技術提案書提出期間 | 令和3年11月12日（金）から<br>令和3年11月18日（木）まで |
| オ 参加資格審査及び選定結果通知    | 令和3年11月22日（月）以降                    |

5 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により提出すること。ただし、質問は原則として、1参加者1回とし、再質問は受け付けないため、質問内容は具体的かつ明確に記入すること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年10月21日（木）から令和3年10月27日（水）まで午後5時までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして4(1)のメールアドレスあてに送信すること。なお、メール送信後は質問書（様式1）記載の連絡先に電話で受信確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年11月2日（火）午後5時までに甲府市ホームページで公表する。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書等を提出するものとする。本プロポーザルでは、参加申込書等と同時に技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類（ウは参加者が企業体の場合のみ。）

ア 参加申込書（様式2）

記名押印のうえ、提出すること。

イ 誓約書（様式3）

(ア) 一級建築士事務所登録を証する書類を添付し、記名押印のうえ提出すること。

(イ) 6の設計業務又は、工事監理業務の実績について、それを証明する書類の写しを必ず添付すること。

(ウ) 企業体の場合、各構成員につき1部ずつ提出すること。

ウ 特定設計業務共同企業体協定書（様式4）

様式により企業体を結成し、記名押印のうえ提出すること。

#### エ 業務実績（様式5）

- (ア) 平成18年4月以降に国又は地方公共団体から受注した、延べ面積1,000㎡以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務の実績を記入すること。ただし、誓約書（様式3）の6に記入した実績以外で、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在、設計業務又は、工事監理業務が完了・引渡し済のものに限る。
- (イ) 受注形態の欄は、該当する受注形態（単独、企業体）を丸で囲むこと。ただし、企業体の場合は出資比率20%以上の業務に限る。
- (ウ) 施設の概要の欄には、設計業務又は工事監理業務を行った対象建築物の名称、構造、階数及び床面積を記入すること。
- (エ) 工事種別の欄は、該当する工事種別（新築、増改築）を丸で囲むこと。
- (オ) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等（業務名、発注者、受注形態、履行期間、用途、構造、面積等記入内容が確認できるもの。）を添付すること。
- (カ) 参加者が企業体の場合は、代表構成員の実績のみを記入すること。

#### オ 受賞実績（様式6）

参加者が、平成18年4月以降に官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から優良設計者の表彰あるいは建築コンクールの入賞等を受けた実績を記入すること。また、受賞した実績は新築及び増改築とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済のものに限る。なお、参加者が企業体の場合は、代表構成員の実績のみを記入すること。

#### カ 配置予定技術者の資格及び業務実績、協力事務所の名称等（様式7、7-1）

- (ア) 本業務に配置する予定の管理技術者、各担当主任技術者及び建築担当技術者について記入すること。
- (イ) 資格は、該当する資格名を丸で囲み、それ以外であれば、その他（ ）内に資格名を記入すること。なお、管理技術者については、（ ）内に資格登録番号を、また公告日現在の一級建築士免許証の保有年数を記入すること（1年未満は切り捨て）。さらに、登録番号と取得日を確認することができる一級建築士免許証の写し等を添付すること。確認できない場合は、資格として認めない。
- (ウ) 各担当主任技術者及び建築担当技術者は、免許証又は登録証の写し等を添付すること。
- (エ) 構造、電気設備、機械設備、土木担当の主任技術者及び建築担当技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下、「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。協力事務所の技術者を配置する場合、「所属」欄に協力事務所名を記載した上で別紙「協力事務所の名称等（様式7-1）」に必要事項を記載の上添付すること。
- (オ) 業務実績は、平成18年4月以降に携わった延べ面積1,000㎡以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務について記入すること。ただし、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在、設計業務が完了・引渡し済のものに限る。
- (カ) 工事種別の欄は、該当する工事種別（新築、増改築）を丸で囲むこと。
- (キ) 立場は、その業務で携わった担当の立場をいい、管理技術者（管理）、〇〇担当主任技術者（〇〇主任）、〇〇担当技術者（〇〇担当）の別を記入すること。
- (ク) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等（業務名、発注者、履行期間、構造及び

面積等記入内容が確認できるもの。)及び携わった立場が確認できる書類の写し(管理技術者及び建築担当技術者届出書等)を添付すること。

(2) 参加申込書等の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

令和3年11月12日(金)から令和3年11月18日(木)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

4(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 様式及び添付資料はすべてA4版とする。

イ 様式順にまとめ、左上部をクリップ留めのうえ、8部を持参又は書留郵便(期限までに必着。)により提出する。なお、押印は1部のみ、残り7部はコピー可とする。

(4) 参加資格要件の審査

参加申込書等により審査する。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和3年11月22日(月)以降、全ての参加申込者に対して郵便により通知する。

(6) その他の留意事項

ア 参加申込書等提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

イ 次のいずれか一つに該当する場合、無効となる場合がある。

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 業務実績等の証明書類の内容確認の結果、記入内容どおりと認められない場合又は確認ができない場合は、その部分の記載を修正又は削除して審査する。

7 技術提案書の提出

技術提案書を提出する者は、次に掲げる事項に留意の上、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 技術提案書(様式8)

記名押印のうえ、提出すること。

イ 添付資料(様式は任意)

以下の課題について提案する内容を技術提案資料として添付すること。

**課題1：動物福祉に関する項目**

- ・ 動物本来の生態を飼育・展示できる環境づくりについて
- ・ 基本設計における施設配置の課題と解決方法について

**課題2：施工方法に関する項目**

- ・ 動物の飼育環境に配慮した建設計画(工程と手順・工法)について

**課題3：コストに関する項目**

- ・ 建設工事費及び維持管理費用の低コスト化について

- (ア) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (イ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用してよい。
- (ウ) 具体的な設計図、模型、透視図等を用いないこと。
- (エ) 文字等のフォントサイズは10.5ポイント以上とし、審査の着眼点ごとにA4版の用紙1枚、全部で4枚以内とすること。(片面使用、様式は任意)
- (オ) 提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載しないこと。

(2) 技術提案書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

令和3年11月12日(金)から令和3年11月18日(木)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

4(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 様式8及び添付資料はA4版とする。

イ 左上部をクリップ留めのうえ、8部を持参又は書留郵便(期限までに必着。)により提出する。  
なお、押印は1部のみ、残り7部はコピー可とする。

(4) その他の留意事項

ア 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

イ 次のいずれか一つに該当する場合、無効となる場合がある。

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 様式に定められた場所を除き、提出者が判別できる表記をしたもの

## 8 審査

(1) 参加資格審査

参加申込書等を次により審査する。

ア 企業の技術力

イ 配置予定技術者の状況

(2) 技術提案審査

技術提案書を次により審査する。審査は、甲府市遊亀公園附属動物園実施設計者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が実施する。なお、選定委員会の会議は非公開とする。

ア 課題に対する提案の的確性及び実現性

(3) 審査基準

別紙「審査基準」のとおりとする。

(4) 設計者の選定方法

参加資格審査の評価点と技術提案審査の評価点の合計点が最も高い者を設計者として選定する。  
ただし、技術提案の評価点が60点未満の場合は非選定とする。

## 9 審査結果の発表

### (1) 審査結果の通知及び公表

選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。また、審査結果を甲府市ホームページに掲載する。

### (2) 非選定理由に関する事項

上記(1)で選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日は含まない。）に、書面の郵送（期限内必着）により、非選定理由についての説明を求めることができる（様式自由）。なお、回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して4日以内（休日は含まない。）に書面にて行うものとする。

### (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間

ア 受付場所：4(1)に同じ。

イ 受付時間：午前9時から午後5時まで。

## 10 契約

(1) 選定委員会の評価を基に、最も優れた提案を行った者を随意契約の交渉相手とする。ただし、最も優れた提案を行った者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の者を交渉相手とする。

(2) 設計業務委託料の額は、選定された者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で決定する。（予算額は、143,000千円（消費税等相当額含む。））

## 11 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 審査委員に対する働きかけがあったと発注者が判断した場合

## 12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び円

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 参加申込書等及び技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要した経費は参加者の負担とする。

(5) 参加申込書等及び技術提案書の取り扱い

ア 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

イ 公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。この場合、提出者名を明示する。

- ウ 設計者の選定作業及び技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
  - エ 選定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
  - オ 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。
  - カ 記載した配置予定の技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、または退職等特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨を発注者が了解した場合に限り、可能とする。
  - キ 提出された参加申込書等及び技術提案書は返却しない。
- (6) 参加申込書等及び技術提案書の提出は、1 参加者について1 案とする。